

## 平成29年度 第4回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年7月5日(水) 9時00分から10時05分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (15件)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見  
について (2件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について (23件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

## 6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第4回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、4番北原委員、5番大串委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、15件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から15番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から15番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

7 番委員 受付番号 8 番は 8 月の総会にて利用権設定をするとありますが、今回の総会ではいけなかったのでしょうか。

事務局 利用権設定も関係書類の名前が誤っており、佐賀県農業公社より書類の訂正を行い後日、書類の作成を行い事務局への提出を依頼しております。大西法人関係でまだ提出されていない方もおられますので、8 月の総会で利用権設定を行う予定です。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第 1 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 議案 2 件です。

**【議案第 1 号、1 番から 2 番朗読後、説明】**

事務局 以上、受付番号 1 番から 2 番は立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに資料はないと考えます。  
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号 1 番を百武委員に、受付番号 2 番を北原委員にお願いします。

8 番委員 受付番号 1 番です。協力委員と現地調査を行いました。対象農地は東側に町道、南側は通学路、町道、北側には水路、西側には畑となっており、転用後は共同住宅の計画となっております。周辺農地等には影響等はありませんので、何ら問題ないと思います。審議をよろしくお願いいたします。

- 4 番委員 受付番号 2 番です。貸付人、借受人は親子関係で、農機具の大型化に伴い現在の倉庫では収納できなくなったことにより倉庫を増設するという事です。西と南には農地がありますが、世帯所有の農地でありますので農地等には何ら問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 副会長 受付番号 1 番の借受人は賃貸業となっておりますが、アパート経営していると賃貸業となるのでしょうか。
- 事務局 青色申告をしている事業はそうなります。
- 議長 受付番号 2 番についてですが、分筆はしなくてよいのか。
- 事務局 事務局も分筆までお願いをしたいのですが強制力がありません。県に相談をいたしまして、他の市町で同じような案件がありました。必ずしも分筆は必要ないということでしたが、農業委員会としては管理をしてもらいたいとのことでした。農地台帳の地図では分筆等を行い、農地台帳の整備をしております。今回の状況になると、税関係も同じ地番で宅地か農地かで変わってきます。
- 議長 税関係についても農業委員会からの報告の義務があるのですか。
- 事務局 あります。
- 議長 今後、同じ案件が増えてくると農地管理ができなくなるので事務局、各地区で分筆をしていただけるようお願いをしていただきたいと思います。
- 議長 他にございませんか。
- よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長 次に日程第2、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成29年7月5日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が1件、利用権新規の計画が22件です。

面積は所有権移転が3,271平方メートル、利用権新規が180,279平方メートルです。

**【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番は事務局に、受付番号2番から17番、21番から23番を古賀委員に、受付番号13番から20番、22番を関川委員に、受付番号21番を私が、受付番号22番を大串委員に、受付番号23番を澁谷委員にお願いします。

事務局 受付番号1番は所有権移転の案件です。土地所有者から売却希望がありました。現在、耕作をされている農業者が購入をされるということで、資金面等も問題ありません。

7番委員 受付番号2番から17番、21番から22番は大西農事組合法人が農業公社をとおして、利用権設定をするもので、現在、耕作されている方が引き続き耕作をされるので、農地管理をされてあります。賃借料は法人内での取り決め

- 7 番委員 により設定されているので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願  
いいたします。
- 6 番委員 受付番号 13 番から 20 番、22 番は利用権設定新規の案件です。先程、7  
番委員から説明がありました、農業公社をとおして法人が耕作をおこなうもの  
です。協力委員と現地調査を行いました。現在は田植えされており何ら問題な  
いと思います。
- 議長 受付番号 21 番は利用権新規の案件で農業公社をとおして法人が耕作をする  
案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ない  
と思います。
- 5 番委員 受付番号 22 番です。先程、6 番委員、7 番委員が説明をされましたとおり  
です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ないと思  
います。
- 11 番委員 受付番号 23 番です。協力委員と現地調査を行いました。周辺地域に影響な  
く管理されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願  
いいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方  
は挙手をお願いします。
- 5 番委員 法人では今年の米と麦はどちらから会計等をしていくのでしょうか。
- 事務局 米と麦で必ずかぶるところがありますが、法人は麦からの会計等をしていく  
ということです。
- 5 番委員 賃料の支払いはどうなるのでしょうか。
- 事務局 農業公社との契約で 6 月中に行ったものは今年度末に支払いを行うのですが、  
今回は 6 月以降ですので法人での支払いは来年度からになります。
- 5 番委員 法人は麦から行うということで、賃借料が半分になるということもあるの  
でしょうか。

事務局 半分になるということはありません。

議長 他にありませんか。  
 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

10:05 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 .....

(議事録署名委員) 4番委員 .....

5番委員 .....

(会議書記) 事務局職員 .....

